

2-105-03

国王尚灝の、中国商船の返還のため都通事鄭世俊等に付した執照（嘉慶十三（一八〇八）、九、十三）

琉球国中山王尚（灝）、雇募せる商船を送還せんが事の為にす。

切かに照らすに、本国の接貢船隻、嘉慶十二年秋、冊封併びに勅書を恭迎し、及び京回の使臣を接えんと、前みて閩省に赴く。

奈せん洋に在りて風に遭い、鐘門洋面に飄到す。礁に衝りて船を壊し、先に陸路より閩省に進進せる蔡邦錦等十二員名、併びに淹斃せる官伴・水梢を除くの外、該地方官、船を發りて撈救し生を得たる水梢人等は公所に安頓し、閩省に転送す。業に貴司、兩院に転詳して題を請うを蒙り、館駅に安挿し、優加撫恤して銀兩を給發して商船を雇募せしめ、皇上の勅書・欽賞せる幣帛を恭捧し、併びに京回の使臣を接えて、本国に駕回す。

此れが為に特に都通事鄭世俊等を遣わし、梢伴共に六十四員名を帶領し、本船に坐駕し、閩に入り送還せしむ。但だ海上の行船往来は、専ら印信・執照を以て憑と為して通行す。

今、差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、礼字第一百九十一号の半印勘合の執照一道を給發し、都通事鄭世俊等に付し、收執して前去せしむ。凡そ所の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇え

ば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 鄭世俊 人伴四名

在船使者一員 麻允榮 人伴四名

管船夥長・直庫二名 鄭友義 平嘉

水梢共に五十二名

右、執照は都通事鄭世俊等に付し、此れを准けしむ

嘉慶十三年（一八〇八）九月十三日

注

(1) 勅書 みことのりをしたためた書きつけ。

(2) 幣帛 贈り物の絹。転じて一般に贈り物。

(3) 印信 官吏のおびる印。公文書に押印して信を四方に伝えるからこのように言う。

(4) 文憑 憑。証拠となる文書。証明書。ここでは執照を指す。

(5) 半印勘合 半印は割り印、勘合はつき合わせて調べる。ここでは琉球よりの使節であることを証明する割り印を押した身分証明書。

(6) 閩津 港、海関。

(7) 巡哨 見回る。巡回する。巡邏する。巡行して敵情を偵察する。

(8) 留難 引き留めて難題をふっかける。

(9) 阻滯 通行を阻止して拘留する。

(10) 人伴 従者、随行員。単なる従者ではなく、それぞれしるべき役割や目的をもった人々を便宜上一括して称したと思われる。

(11) 麻允榮 嘉慶十三年の在船使者。当山親雲上真倉か（家譜

(三二) 六六八頁。

(12) 夥長 管船火長のこと。船上で羅針盤をつかさどる者のことで、船内の事を統括し運航を掌る。伙長とも記される。近世の琉球における管船火長は「総管(官)」と呼ばれ、航海安全の神(媽祖)を司る役をいう。

(13) 直庫 管船直庫のこと。直庫の中国における職掌については、万曆四十五年頃刊の張燮『東西洋考』卷九、舟師考に「其の(船の) 戦具を司る者を直庫と為す」とある。近世の琉球における直庫は「船頭」に当る。

(14) 鄭友義 嘉慶十三年の管船火長。

(15) 平嘉 嘉慶十三年の管船直庫。

2-105-04

国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十一年の進貢船遭難の経緯と救護、代替の中国商船での帰国等について知らせる咨を受け取り、その措置に感謝するむねの咨

(嘉慶十三(一八〇八)、十二、二十一)

琉球国、中山王尚(灝)、照会せんが事の為にす。

嘉慶十二年十月初九日、<sup>督</sup>撫兩院の照会を承准し、照得したるに、貴国、世々藩封を守り、恪恭みて効順し、輸誠納貢し、期<sup>あやま</sup>を愆<sup>な</sup>る有る罔<sup>な</sup>し。此届の進貢船二隻、航海遠く来たり、洋に在りて陡<sup>た</sup>かに颶<sup>い</sup>風に遇うに因り、正貢船一隻を将て、嘉慶十一年十

月二十日に台湾鳳山県に漂至して収泊す。人船俱に各々恙無し。

又、二号貢船一隻は、嘉慶十一年十月十四日に台湾澎湖洋面に飄至し、礁に衝<sup>あた</sup>りて撃碎す。船内の貢品・行李等の項は<sup>た</sup>尺<sup>た</sup>寸<sup>た</sup>なく沈没す。其の官伴人等は俱に漁船に遇いて救護せられて生を得る。

經<sup>す</sup>に鎮<sup>ちん</sup>閩<sup>いん</sup>將軍<sup>じゆん</sup>賽<sup>さい</sup>(冲阿)、以て撫恤を加う。恭摺して奏明し、二号船上の官伴人等を将て別に商船を配し、正貢船隻と一同に員弁・兵役を派撥し、嘉慶十二年二月十五日に護送し、内地の厦門に至る。

<sup>本部堂</sup>本<sup>本部院</sup>部院 随いで地方官に飭して貢使楊克敦・梁躬等の官伴二百名並びに正貢船内の貨物を将て、人夫を雇備して陸路より省に送り、妥為に館駅に安頓す。其の正貢船隻は、別に兵船を派して水路より護送して省に至る。諭旨を欽遵し、分別に賞<sup>い</sup>賚<sup>さい</sup>し、並びに貢使人等を将て例に照らして明幹<sup>めい</sup>幹<sup>かん</sup>なる委員を派委し、伴送して京に進むるを除くの外、所有の二号船隻は洋に在りて風に遭い撃碎す。人力施し難し。並びに、管駕慎まざるには非ず。已<sup>す</sup>經<sup>で</sup>に、奏して大皇帝の諭令を蒙るに、再び沈失せる貢物を将て、補いて呈進を行うを庸うる母からしめよ。亦た該貢使等を将て、以て咎責を加うるを庸うる母からしめよ、等の因あり。此れを欽めり。

<sup>皇恩</sup>皇恩浩蕩にして、頂感同じく深し。茲に來船に乗り、開駕して回国せしむ。相い応に照会すべし。此れが為に貴国王世孫に照会す。請<sup>ね</sup>煩<sup>が</sup>わくは查照し、諭旨を欽遵して、沈失の貢物を補進す